

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営のためには、規模拡大のための農地の集積と、収益性の向上を図ることが必要である。

本市では、効率的かつ安定的な農業経営のため、平成26年9月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得の目標をおおむね320万円程度と設定した。この水準を満たす営農計画を策定した担い手を「認定農業者」とし、農地の利用集積を進めるとともに、農業生産基盤の整備や集落営農法人の設立といった営農条件の整備を図る必要がある。

また、近年、食品安全や環境保全に配慮した農作物への需要が高まっており、持続可能な農業を実現するための取組である生産工程管理（GAP）等の導入により、安全で付加価値の高い作物の生産を拡大する必要がある。

本市の農業経営形態は、水稲作を中心とした複合経営であることから、水稲など土地利用型作物の栽培において、情報通信技術（ICT）などの高度な技術等の導入による省力・低コスト化を進めるとともに、地域の現状に合わせて都市近郊農業、施設花き、施設野菜などに取り組み、収益性の高い安定的な農業経営に誘導する。

そのための営農類型、目標規模等は表8のとおりとする。

表8 効率的かつ安定的な農業経営の目標

営農類型		目標規模	作付品目構成			
個別経営体	土地利用型単一経営 水稲	8.3ha	水稲	8.3ha	作業受託	(4.0ha)
	土地利用複合型経営 水稲+麦	8.7ha	水稲 小麦	5.0ha 3.7ha	作業受託	(3.0ha)
	土地利用複合型経営 水稲+露地野菜(タマネギ+ハクサイ)	8.1ha	水稲 タマネギ	5.0ha 2.0ha	ハクサイ	1.1ha
	土地利用複合型経営 水稲+露地野菜(タマネギ+白ネギ)	4.4ha	水稲 タマネギ	3.0ha 1.4ha	白ネギ	(1.3ha) ※水稲の裏作
	土地利用複合型経営 水稲+施設野菜(ホウレンソウ・シュンギク等)	4.0ha	水稲	3.0ha	ホウレンソウ・シュンギク等	1.0ha
	施設型単一経営 イチゴ	0.3ha	イチゴ (高設栽培)	0.3ha		

	施設型単一経営 カーネーション	0.3ha	カーネーション	0.3ha		
	施設型単一経営 レザーファン	0.8ha	レザーファン	0.8ha		
	露地型単一経営 みかん	1.3ha	早生温州	0.3ha	中生温州	0.2ha
			普通温州	0.6ha	普通温州 (マルチ方式)	0.2ha
	畜型複合経営 肉用牛+水稲+ 飼料作物	4.3ha	肉用牛	75 頭	水稲 飼料作物	2.3ha 2.0ha
	畜型複合経営 乳用牛+水稲+ 飼料作物	3.1ha	搾乳牛	30 頭	乳産肥育	6 頭
			子牛(雄)	12 頭	水稲	1.8ha
			子牛(雌)	12 頭	飼料作物	1.3ha
組織 経営 主体	施設型単一経営 カーネーション	1.0ha	カーネーション	1.0ha		
	土地利用複合型経営 水稲+飼料作物+麦 類	40.0ha	水稲 飼料作物	22.0ha 5.0ha	麦類	13.0ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農家戸数の減少が進む中、経営耕地面積の規模が 1ha 以上の農家の割合は 12.6% であり、平成 17 年の 11.2% と比べると増加している。これを 2ha 以上に限定すると、平成 17 年の 2.9% に対して、現在は 5.2% であり、大規模かつ効率的な農業経営を営む者の農用地の利用が増えてきている。

このような状況を踏まえ、将来にわたって農用地として利用すべき地域である農用地区域を明確にし、非農業的土地利用への転用を抑制し、農業生産基盤の整備促進を図りつつ、加工用米や施設野菜など高収益の見込める作付品目の導入によって認定農業者や集落営農法人の育成を進め、農地の利用集積や農作業の共同化、農作業受委託の促進を図っていく。

以下、次に掲げる事項を重点施策として取り組む。

ア 作付品目の指導により、現在主として水稲+麦、水稲+タマネギ（ハクサイ）、水稲+飼料用米（加工用米）の 3 分類による土地利用が行われているが、近年、主食用米の需要が減少しているため、高収益が見込める作付品目・品種の導入で経営を安定させる必要がある。例として、加工用米の取り組みによる転作対応、麦・飼料用米の推進と団地的取り組み、施設園芸作物（野菜・花き）への誘導、露地野菜の産地指定の面積維持等が挙げられる。

これらの取り組みにおいては、栽培面・販売面での課題が多く、関係機関による

栽培指導、地産地消の推進及び産地化に取り組むことで改善を図る。

また、米の生産調整廃止等、国の制度改正により、米の販売は競争の激化が予想される。このため、地域に適した品種や需要のある結びつき米の品種を作付するとともに、栽培管理を徹底し、収量と品質の向上を目指す。

イ 農用地の効率的利用促進については、ほ場整備が完了した地区と未整備の地区での利用形態別の計画とする。

整備完了地区では、集落営農法人や担い手への農地集積を図るとともに、経営の複合化やコスト削減等に取り組む。未整備地区では、農作業の省力化及び効率化に重点を置き、農地の保全を図る。

ウ 農地の流動化については、農地中間管理機構を活用し、担い手への利用集積を進めることで、農家の経営規模拡大や農地の団地化を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 集落営農法人等の支援対策

大道地区では、3つの集落営農法人が設立され、農地の集団化や農作業の受委託などが積極的に進められている。また、中山間地域である久兼地区においても集落営農法人が設立され、中山間地域等直接支払制度を活用した集落協定による棚田の保全活動に取り組んでいる。

以上を踏まえ、各地域において、地域の農業を守るための自主的な話し合いの気運醸成に努めながら、農作業の受委託や機械・施設等の効率的利用を促進するとともに、農地や農道、用排水路等を地域で保全・管理する取組を支援していく。その中で、土地改良区などを中心として農業生産基盤整備の実施を検討しながら、集落営農法人への法人化も視野に入れ、農業生産基盤や組織の強化を図る。さらに、集落営農法人をはじめとする法人経営体の育成を進め、経営の複合化や多角化、法人間の連携による経営基盤の強化を図る。これにより、ロボット技術や情報通信技術（ICT）などの高度な技術を活用したスマート農業や、農業生産工程管理（GAP）を実践できる人材の確保も可能となり、技術や人材を活用した省力化・高品質化を進める。

(2) 農用地の利用集積の促進対策

農地中間管理機構等の農地集積・集約化対策事業の利用促進や農業委員会の農地の売買、貸借等の斡旋により、農業経営規模の拡大に寄与し、地域の担い手の育成と農地の有効利用を促進する。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査を踏まえ、農地利用の最適化に向けた活動を積極的に行う。

(3) 農作業の受委託の促進対策

農家の高齢化や作業者の不足により、農作業の負担が増大していることから、農作業の負担軽減を図るため、農作業の受委託の体制を拡充する必要がある。作業の受託は、作業機械や作業員の確保が可能な農業公社や集落営農法人等により行い、農作業

の受委託の拡大・ニーズのマッチングを図る。

(4) 農業生産組織の育成対策

生産組織は現在作付品目ごとに組織されているが、今後、生産量の維持や統一ブランド規格の確立、生産組織の活性化等の観点から、既存生産組織の再編などを検討する。

(5) 地力の維持増進対策

土壌条件に合わせた土壌改良資材の適正な投入、畜産農家と耕種農家の連携による有機質資源の有効活用、稲わら等農産物残さ及び山野草のほ場還元による調和の取れた土作りを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。